

第1 制限措置

1 漁業種類

沖合たこかご漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 23 隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

3 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

4 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面

5 漁業時期

令和6年7月1日から同年8月13日まで

6 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月10日から同年6月9日まで